

引き取り屋の闇

1

川原	昌也
丸山	哲平
山本	舜
若山	みりあ

目次

- ➡ 新聞記事
- ➡ 現状分析
- ➡ 問題意識
- ➡ 政策提言
- ➡ 参考文献



新聞記事

「引き取り屋」という闇 「殺さずに、死ぬまで飼う。ペット店には必要な商売でしょ」

◇ペットとともに

昨年、栃木、佐賀などで犬の死体が大量に見つかる事件が相次いだ。宇都宮市の河川敷などには約80匹が捨てられており、ペットショップ関係者が逮捕された。彼らが営んでいたのは「犬の引き取り屋」という聞き慣れない商売。各地の事件の背景を探ると、犬が大量に生産され、消費されるという日本のペット産業のひずみが見えてくる。

栃木県中部、最寄りのインターチェンジから数分も走ると、コンテナやプレハブが雑然と並んだ一角が現れる。車の音を聞き、初老の男性が姿を見せた。

「ペットショップや繁殖業者の依頼を受けて犬を引き取っている。お金をもらって」

男性はそう話し、自分が「犬の引き取り屋」をやっていることを明かした。建物からはひっきりなしに犬の鳴き声が聞こえていた。

宇都宮市で事件を起こした男は愛知県内の繁殖・販売業者から100万円を受け取って犬80匹を引き取り、その多くを死なせた。一方で冒頭の男性は栃木、群馬、茨城、千葉などのペットショップ、繁殖業者から依頼の電話を受けて出向き、犬を引き取っている。埼玉県内のペットオークション（犬猫の競り市）会場に行き、「欠点」があって売れ残った犬を引き取ることもあるという。

■常時150匹以上世話

「週に1、2回は必ず電話がある。1度に5～10頭、多いときは30頭くらいを引き取る。昨日は繁殖業者から7頭引き取った。生後何カ月にもなって売れなくなったんだって」

こうして敷地内に、常に150匹以上の犬を抱えていると説明する。男性も含めて3人で犬の面倒を見ており、「毎日、掃除して、すべての犬を運動させる。売れそうな犬は、繁殖業者や一般の人に5千～2万円ぐらいで販売する。無料であげるのもいる。死ぬ犬は年間30～40頭ほど。みんな寿命」という。

栃木県動物愛護指導センターにも同様の報告をしているといい、同センターは男性のビジネスを特に問題視していない。

(続く)

■換気窓なく脚に糞

だが動物愛護団体の依頼で現地を確認した獣医師は、「適正に飼われているとはとてもいえない状況だった」と指摘する。

「換気できる窓が見あらず、全体に薄暗くて採光が十分に確保されていない。脚に糞（ふん）が付いている犬も多くいた。皮膚炎や眼病などの可能性がある犬もいたが、適切なケアが行われている様子はなかった」

それでも男性の手元には小型犬で1万円、中型犬で2万円、大型犬で3万円が引き取り料として入ってくる。男性はいう。

「殺さないで、死ぬまで飼う。僕みたいな商売、ペットショップや繁殖業者にとって必要でしょう」

■犬の大量生産、「出口」求めて 動物愛護法の改正きっかけ

改正動物愛護法が2013年9月に施行され、地方自治体がペットショップや繁殖業者からの犬の引き取りを拒否できるようになった。業者に対して、売れ残るなどしても、一度飼ったら一生面倒をみるよう徹底し、犬を安易に自治体に持ち込むことを防いで殺処分数を減らす狙いがあった。

だがこれでは、犬の大量生産、大量消費という構造は変わらぬまま、業者が不要犬の「出口」を一つ失う形となっただけ。温存されたビジネスモデルは、「犬の引き取り屋」という業態を新たに活発化させてしまった。3度の改正を経たこの法律だが、業者による不適切な犬の扱いについて、大きな課題を残したままなのだ。

埼玉県内でも13年10月以降、チワワなどが大量に遺棄される事件が相次いだ。県生活衛生課主幹の橋谷田元さんはいう。

「宇都宮の事件で初めて『犬の引き取り屋』という業態を知った。法改正で業者は犬の引き取り先を探すのに苦労しており、闇でこんな商売が出てきているのだろう」

「闇」となってしまうのには理由がある。冒頭の男性のように引き取った犬を一部でも販売していれば動物取扱業の登録が必要だが、宇都宮市で事件を起こした男のように引き取るだけなら登録は不要。行政の監視、指導の手が届きにくいのだ。

法改正にあたり環境省の諮問機関で部会長を務めた、林良博・東京大名誉教授（動物資源科学）がいう。

「業者のモラルに大きな問題があることは間違いない。環境省など施策を進める側は、長期的な視点に立って、商売のあり方や一般的な犬の飼い方などを全体として見直していかなければいけない」

記事要約

- 動物愛護法改正を機に「**犬の引き取り屋**」という業態が活発化
- 犬の**大量生産・大量消費**という現実是不変
- 犬を引き取るだけなら登録が不要なため、行政の**監視が行き届かない**

現状分析

動物愛護法改正による変更点

▶ 犬猫等販売業に対する規制強化

例えば、販売が困難となった犬猫等についても、やむを得ない場合をのぞき、**終生飼養の確保**を図らなければならない。

▶ 引取り拒否の可能化

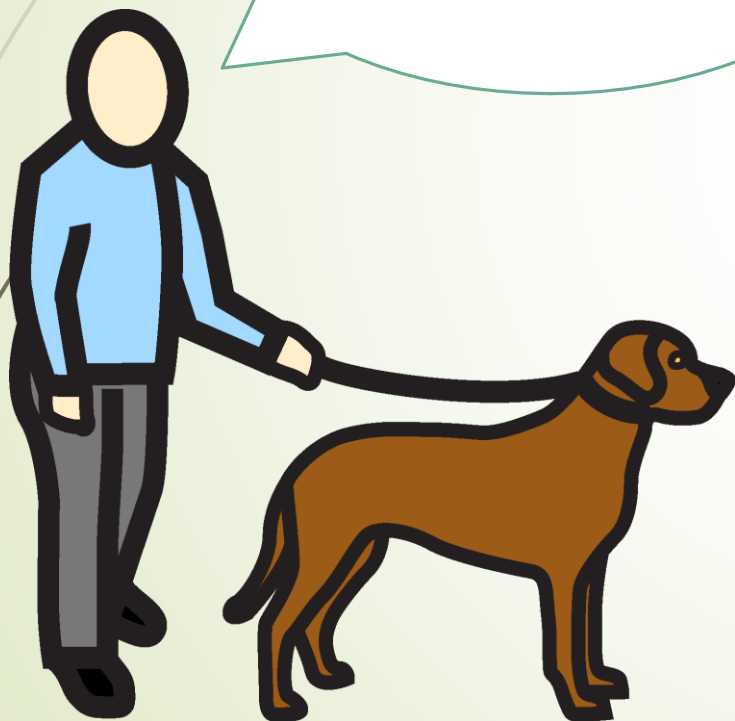
自治体は、犬猫の所有者から求められた場合には、引取りをしなければならないことに変わりはありませんが、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合や、終生飼養の責務に照らし合わせて相当する理由がないと認められる場合には、**引取りの拒否ができる**ようになった。

ALIVE <http://www.alive-net.net/law/kaisei2012/kaisei2012.htm>

引き取り屋とは

業者

犬を引き取って
欲しいのですが。

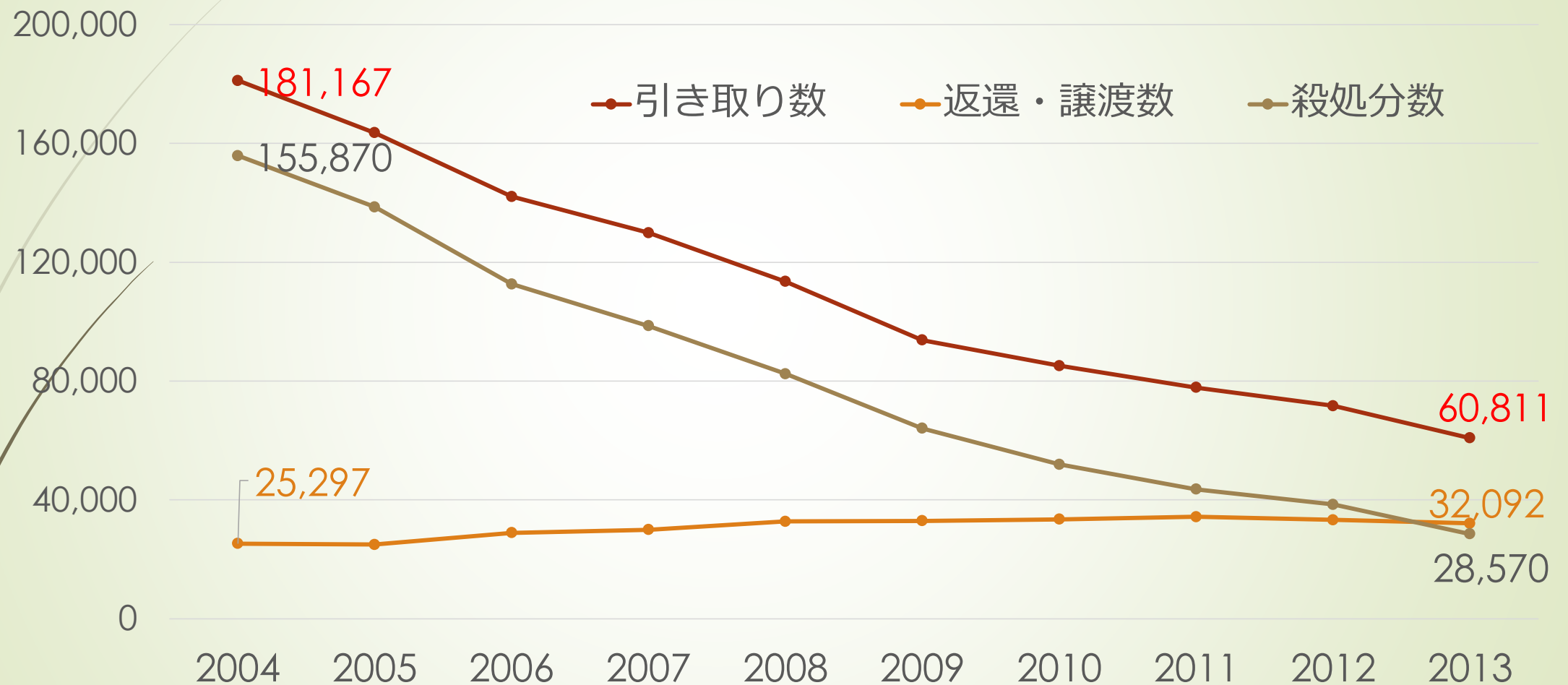


小型犬は1万円
大型犬は3万円
で引き取るで

引き取り屋



自治体による犬の引き取り状況



問題意識

引き取り屋と行政の実態

➡ 引き取り屋側

犬を金儲けの道具としか考えていない

→飼育環境が非常に悪い

- ・ 窓のない部屋
- ・ 糞尿の非処理
- ・ 病気の放置

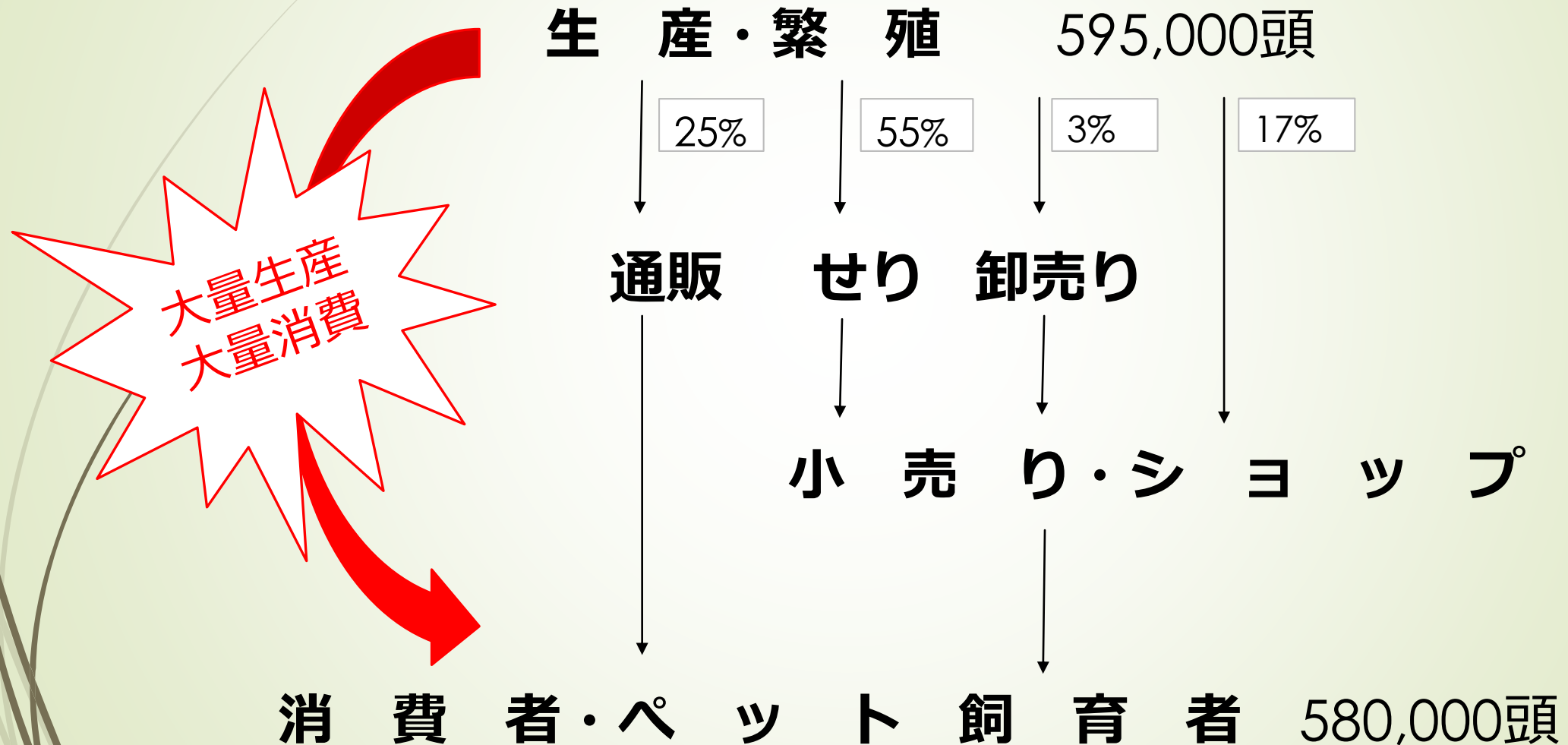
➡ 行政側

引き取り屋を対象にした具体的な法律がない

→行政の監視が行き届かない



犬の大量生産・大量消費(2008年)



その結果....

動物愛護法の改正

+

犬の大量生産・大量消費の促進



引き取り手不足！

政策提言

前提

我々の立場

- 引き取り屋は肯定
- しかし飼育環境を正すべきである

犬税の導入

犬の大量生産・大量消費の裏には
子犬を飼いたいという気持ちがあるのでは？

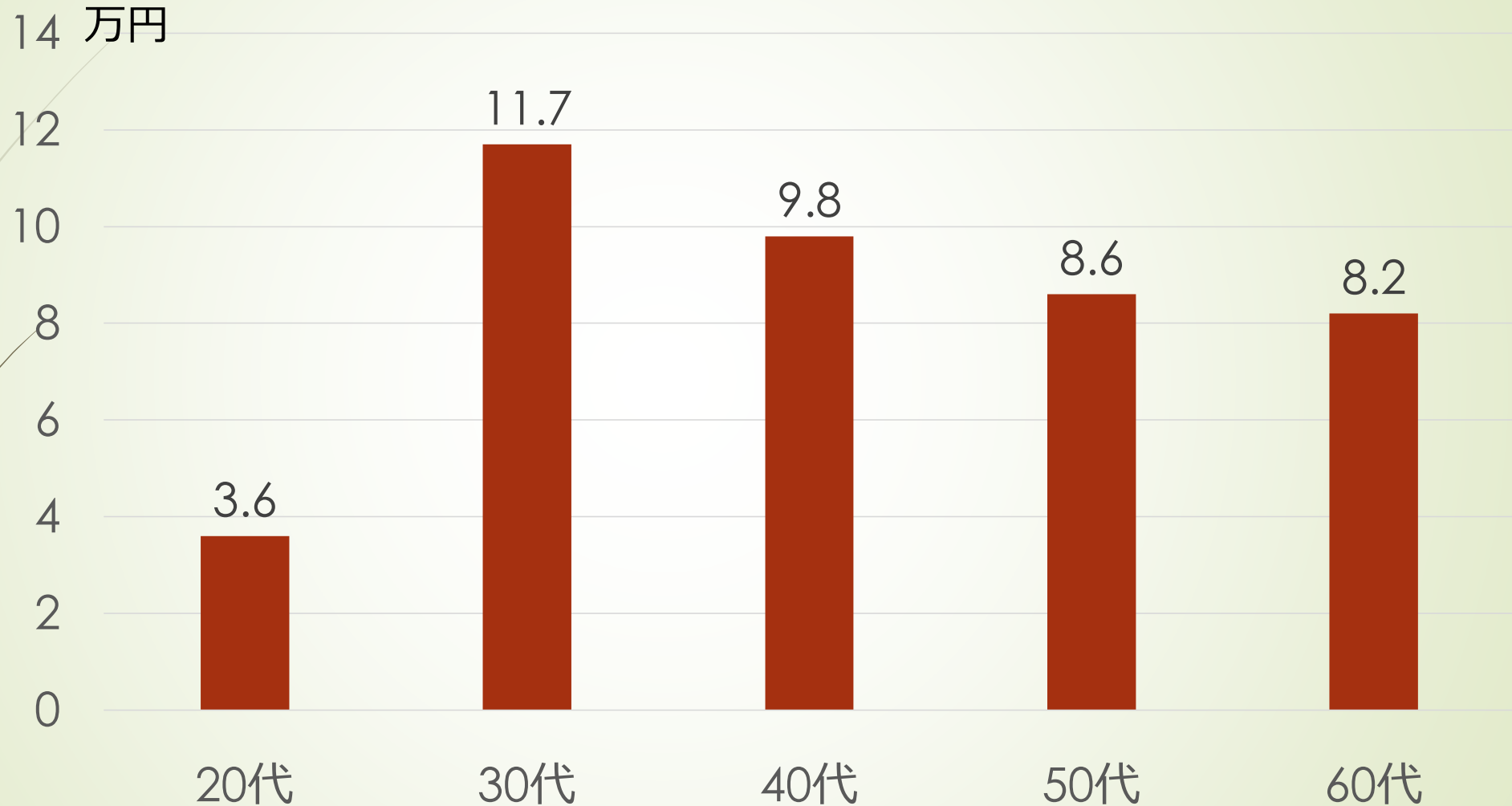


犬を購入する際に、税金をかければ
ペットを軽い気持ちで遺棄する人が減るだろう



どのくらいの税をかければよいか
→犬の購入・飼育費用から計算

犬購入時に支払える金額



日系BIZアカデミーより作成

<http://bizacademy.nikkei.co.jp/marketing/watch/article.aspx?id=MMACe7000009012014>

1年にかかる犬の飼育費用

内容		小型犬		大型犬		備考
生活費	食費	¥	36,000	¥	72,000	ドッグフードの場合
	おやつ	¥	12,000	¥	24,000	
	ペットシート	¥	12,000	¥	18,000	
	おもちゃ	¥	24,000	¥	36,000	
	その他消耗品	¥	5,000	¥	7,000	
医療費	狂犬病予防接種	¥	3,500	¥	3,500	年1回
	混合ワクチン接種	¥	8,000	¥	8,000	年1回
	フィラリア予防薬	¥	10,000	¥	13,000	表下の詳細参照
	ノミダニ予防薬	¥	12,000	¥	15,000	体重により変動
	健康診断費用	¥	4,000	¥	4,000	1回4,000円×1回として
合計		¥ 126,500		¥ 200,500		

犬の飼育にかかる初期費用

内容	小型犬	大型犬	備考
畜犬登録費用	¥ 3,000	¥ 3,000	地域によって変動
狂犬病予防注射	¥ 3,500	¥ 3,500	年1回
健康診断費用	¥ 3,000	¥ 3,000	内容によって変動
混合ワクチン接種	¥ 16,000	¥ 16,000	1回8,000円×2回として
生活用具費用	¥ 30,000	¥ 40,000	大型犬の方がやや割高
合計	¥ 55,500	¥ 65,500	犬の購入費用は除外

子犬の部屋 <http://www.koinuno-heya.com/kaumae/cost.html>

犬税の算出

Sは小型犬、Lは大型犬とする。

- 業者から引き取った犬の数 N_S 、 N_L
- 引き取った犬の生涯費用 $C_S = 2,500,000$ 、 $C_L = 3,500,000$
- 初期費用 $A_S = 55,500$ 、 $A_L = 65,500$
- 引き取った時の年齢 a (犬の平均寿命 14 歳)
- 一年にかかる費用 $F_S = 126,500$ 、 $F_L = 200,500$
- 犬税 t
- 現在買われている犬の数 580,000匹

犬の飼育にかかる金額

$$\text{費用} \sum_{k=1}^{N_S} \{C_{Sk} - A_{Sk} - (14 - a)F_S\} + \sum_{k=1}^{N_L} \{C_{Lk} - A_{Lk} - (14 - a)F_L\} \leq \text{収入} 580,000t$$

犬税の使い道

- 犬の飼育にかかる費用のみに使用する。
- 人件費や施設の管理費には使用しない。

引き取り屋の改革

- 引き取り屋を官民一体化することで餌の管理、衛生管理、適温適湿、運動管理、病気予防を徹底する。



行政の監視が行き届かない問題解決！

- 引き取り屋には広い土地が必要であるため地方に施設を設置する。



スペースの確保で飼育環境改善！

引き取り屋の営業形態

- 引き取り手数料を業者からもらう。
- 引き取った犬たちと施設内で触れ合えるようにして、ある種の動物園のような施設としても運営して入場料を取る。
- 引き取った犬を希望者に販売する。



これらを収入源にして営業していく！

政策のメリットとデメリット

メリット

- ・ 不要犬の飼育環境改善が望める。
- ・ 地方の雇用拡大や犬が観光資源になることによる地方活性化

デメリット

- ・ 引取り屋の存在が大量生産を促進させる可能性がある。
- ・ 犬税に対する不満が発生する恐れがある。

参考文献

ALIVE

<http://www.alive-net.net/law/kaisei2012/kaisei2012.htm>

環境省

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html

朝日新聞

http://www.asahi.com/ad/sippo/journal/p201412_01.html

日系BIZアカデミーより作成

<http://bizacademy.nikkei.co.jp/marketing/watch/article.aspx?id=MMAcCe7000009012014>

子犬の部屋

<http://www.koinuno-heya.com/kaumae/cost.html>